

能勢・豊能まちづくり寄付先団体 募集要項

1. 募集について

株式会社 能勢・豊能まちづくり（以下弊社といいます）は、能勢町及び豊能町で地域課題の解決に取り組む団体を支援するため、小売電気事業で得た収益の一部を寄付いたします。つきましては、寄付先となる団体様を募集いたします。

※応募多数の場合、弊社が公益性、社会性の高さをふまえ、対象団体を決定いたします。

2. 募集から登録までの流れ

- ・応募される方は次項「応募条件」をご確認・ご了承の上、お申込みください。
- ・お申込みに際し、下記に示す方法でお申し込み下さい。
 - ・団体写真もしくはロゴマークの画像ファイルをメールにて送付ください。
（団体の紹介に使用します）

・連絡先

株式会社 能勢・豊能まちづくり 寄付先団体受付係 e-mail: customer●nose-toyono.com

※●をアットマークに変更してご連絡ください。

3. 応募条件

下記の応募条件を満たすものとします。

- ・本事業の趣旨に賛同し、地域課題の解決に積極的に取り組んでくださる方
- ・**能勢町、豊能町、および近隣地域の団体の方**
- ・寄付により行った事業を年に1回以上**弊社にご報告いただけること**（必須）
契約者の皆さまへ報告するとともに、弊社ホームページ上で公開します
- ・弊社及び自治体が、事業報告・広報やまちづくり等のイベントを行う際等に、活動の紹介や寄付を使って行ったことの報告等を通して積極的にご協力いただけること
- ・利益を団体の構成員で分配していないこと
- ・原則として**団体名義の金融機関口座を持っていること**
→団体口座でない場合の口座では寄付いたしかねます。
- ・以下のいずれにも該当しない団体であること
 - ・特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘因販売取引等を行う団体
 - ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てを行ったことのある団体
 - ・応募者自身、団体又は団体構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体
 - ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体

<登録団体の取消>

登録団体が以下のいずれかに該当する行為を行った場合、弊社は当該団体の登録を取り消すことができます。

- ・この要項に定める応募条件を満たさなくなった場合
- ・応募書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ・前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等、登録団体として不適当と弊社が判断するような行為を行った場合

<その他注意事項>

- ・応募書類一式の作成・提出の経費は、応募者の負担とします。
- ・応募書類にかかる著作権は応募者に帰属するものとしますが、本事業の広報等の業務の範囲内において必要な場合は、応募者の承諾なしに無償で提出書類の内容を使用できるものとします。
- ・万が一、解散する等して応募書類に記載した取り組みが行えなくなる、もしくは大幅に変更となることが分かった場合、すみやかに弊社までご連絡下さい。

以上